

令和2年 第25回
教育委員会臨時会会議録

令和2年10月27日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2553号
令和2年第25回臨時会

日 時 令和2年10月27日(火) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室(テレビ会議)

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「欠席委員」	委 員	田 谷 克 裕
--------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	村 山 正 一
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学務課長	佐々木 貴 浩
	学校施設担当課長	増 田 祐 士
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
教育指導担当課長	篠 崎 玲 子	

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	田 邊 真

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 令和2年度港区指定文化財の指定について
- 2 「港区文化財総合目録」への新規登録について

日程第2 協議事項

- 1 港区学校教育推進計画(素案)について
- 2 港区幼児教育新興アクションプログラム(素案)について
- 3 港区生涯学習推進計画(素案)について
- 4 港区スポーツ推進計画(素案)について
- 5 港区立図書館サービス推進計画(素案)について

日程第3 報告事項

- 1 港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 幼児・児童・生徒の事故発生状況について
- 3 令和2年度港区子どもサミットの開催について
- 4 後援名義等の8月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の9月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について
- 8 図書館・郷土歴史館の11月行事予定について
- 9 図書館の9月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の9月行事实績について
- 11 11月教育人事企画課事業予定について
- 12 みなと科学館の9月利用状況について

「開会」

○教育長 それでは、ただいまから令和2年の第25回港区教育委員会臨時会を開会したいと思います。

本日は、田谷委員から所用により欠席との連絡を頂いております。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、寺原委員をお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 令和2年度港区指定文化財の指定について

○教育長 それでは日程の第1、審議事項に入ります。

議案第99号「令和2年度港区指定文化財の指定について」の説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました「令和2年度港区指定文化財の指定について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー1を御覧いただけますでしょうか。

本件は、本年7月28日開催の令和2年第21回教育委員会臨時会におきまして、協議事項として、港区文化財保護審議会に対し諮問することについてお諮りしたものでございます。

1枚目、審議内容でございます。港区文化財保護審議会から答申を受けた、次の有形文化財について、港区文化財保護条例第4条の規定に基づき、港区指定文化財に指定いたします。

項番1、答申は別添のとおりでございます。

項番の2、(1)旧畠山一清邸 翠庵・明月軒・沙那庵・浄楽亭・毘沙門堂の5棟でございます。所有者は荏原畠山記念文化財団、所在は白金台二丁目の畠山記念館です。

(2)東禅寺事件銀製メダル及び江幡家文書で、計32点でございます。所有者は港区教育委員会、所在は郷土歴史館です。

(3)紅葉館資料、2点です。所有者は株式会社TOKYO TOWER、所在は郷土歴史館です。寄託を受けております。

項番の3、周知方法でございます。(1)の「広報みなと」から(5)のツイッター等SNSまで、11月1日に掲載をする予定でございます。

次のページを御覧ください。各文化財のカラー写真でございます。(2)真ん中のメダルでございますが、そちらが大阪の造幣局に由緒不明のものが1点所蔵されているのみです。国内ではそれ以外にございません。こちらの方は江幡家文書も由緒もついてございますので、大変貴重なものだというところでございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。こちらは港区文化財保護審議会の答申でございます。詳細の方はご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問あるいはご意見はございますでしょうか。

○山内委員 それぞれ適切なものだと思いますのでとてもよいと思いますけれども、せっかくなので併せて申し上げますと、港区は幕末のヨーロッパの各国の公使館がお寺などに随分あった。それに関係する資料というのもお寺に所蔵されていますし、かつて港区の郷土歴史館の前身の施設で非常に優れた展覧会をやったこともありますけれども、ぜひこの関係の資料の発掘と保存ということについては、積極的に今後もなさっていただけたらいいなと一つ思います。

それからもう一つは、建築関係のことで申し上げますと、やっぱり最近建築史の面でも貴重な建物であっても、色々な開発の中で取り壊されていくということが常に起こっていますから、建築史の視点からも近代の建物について積極的に調査をして、積極的に保存の観点からも指定していくような取組というのにも必要なのではないかなと感じています。今後、次に向けてそういうこともお考えいただけたらよいと思いますので、併せて申し上げておきたいと思いました。

○教育長 ありがとうございます。

では、課長の方から。

○図書文化財課長 1点目の幕末の公使館などのお話でございますが、こちらについても引き続き区内の寺院その他、調査研究をしてまいります。

2点目の建築士の観点でのご意見でございますが、平成18年に港区の歴史的建造物という建物、悉皆調査をした調査報告書を一度出版したことがございます。引き続き近代の建物についても、また情報収集しまして、指定できるものは指定できるように、そこはご理解を得ながら進めていきたいと思っております。

○教育長 では、99号についてはほかにご意見、ご質問はありますか。よろしいですか。

それでは採決に入りたいと思います。議案第99号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。それでは異議がないということですので、原案どおり可決をしたいと思っております。

2 「港区文化財総合目録」への新規登録について

○教育長 次に、議案第100号「『港区文化財総合目録』への新規登録について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました「『港区文化財総合目録』への新規登録について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー2を御覧いただけますでしょうか。

1枚目、審議内容でございます。港区文化財保護条例第36条の2の規定に基づき、次の文化財について、「港区文化財総合目録」に登録いたします。

項番の1、登録を行う文化財です。こちらは「彫刻」で、円光大師坐像です。所有者は妙定院、所在は芝公園四丁目です。

(2)「史跡」で、愛宕山参道及び男坂・女坂です。所有者は愛宕神社、参道の歩道部分は港区、所在は愛宕一丁目でございます。

2枚目を御覧いただけますでしょうか。円光大師坐像でございます。円光大師は、浄土宗の開祖・法然上人ということです。ヒノキ材の寄木造。写真右のように、像の背面には絹の布が貼られまして、法然の詠歌が記されております。

それから3枚目を御覧ください。愛宕山参道及び男坂・女坂です。愛宕神社に上がる86段の急勾配の石段、それと右手の107段の緩勾配の石段、通りから石段へとつながる道、この三つでございます。

江戸時代には、通りに沿って流れる桜川に架かる橋を越えまして、別当の寺院の間の参道を進んで鳥居をくぐって石段を上がり、愛宕神社に参詣をしていたということでございます。現在、桜川は暗渠となりまして、別当の寺院が並んでいた様子も変わっておりますけれども、参道は残っておりますので、今回史跡に指定するというものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○中村委員 登録には全然異論はないのですが、拝見する限り、この二つとも従前から存在するものであって、何でこの時期に登録なのかなと若干疑問に思うのですが。前からあるものですから、もっと早くに登録されていてもおかしくないような気がして、何で今なのかなという気がするのですが、その辺は何かご事情があるのでしょうか。

○図書文化財課長 こちらの円光大師坐像の方は、こちらは以前からあるものなのですけれども、こちらの妙定院さんの方でも色々調査をしております、区の学芸員の方も調査に入りまして、ある程度のことが分かってきたということで、今回登録に至ったということになります。実は、裏面の絹の布にも書かれている部分もかなりぼろぼろになっていまして、こういうのを読み解くためにも少し時間がかかっていまして、最終的にこの「柴の戸にあけくれかかる白雲を いつ紫の色にみなさん」という詠歌であることもやっと分かってきたという段階ですので、やっとようやくある程度分かってきましたので、登録ということになりました。

○中村委員 この字がどういうことが書いてあるかが明確でないと、なかなか文化財としての価値がはかれなかったということですか。

○図書文化財課長 なかなか未解明のものがあまりに多過ぎますと、という面もあります。あと、実はこの仏像の制作年代についても、科学的な測定法で検査をした結果と、実際のぱっと見たときに仏像の専門家が分かる制作年代とかなりずれているような結果が出てきました。その辺が、科学的な検査法をどう読み解くかというところについても少し検討した上で、やはりこれはこの頃のものなのであろうということで、16世紀から17世紀の作ということで、大体の研究成果といえますか、ある程度分かった段階で登録と。

○中村委員 ああ。男坂・女坂もね。

○図書文化財課長 実はこちらも、もともとこの景観自体はもう江戸時代まで遡る形でこの景観が

維持されていたのですけれども、実はこの鳥居に向かひまして左側の部分一帯、今、大分更地になってきて。

○中村委員 ああ、なっていますよね。

○図書文化財課長 開発計画等もございますので、こういう形で史跡としてこの部分を位置づけることで、この江戸時代から続いてきた愛宕神社の参道、坂の景観というのが維持されるというために今回指定をするという、そういう趣旨もございます。

○中村委員 ああ。それでこの時期だということですか。文化財にしておいた方がいいと。

○図書文化財課長 はい。ということで。

○中村委員 この左側、確かに今、空き地になっていますよね。ここに何かビルとか建ったらあれするということで、今ということですか。なるほど。

あと、一般的な質問なのですが、つい昨日か一昨日か、京都の方で承久の乱のときの重大な絵巻が発見されたといつて、民間の人が持っていたと。誰が持っていたのか私、知らないのですが、非常に貴重な資料らしいのですね。承久の乱というのは、なかなかそういう歴史的な書物とか絵巻物がなくて、学術的にはすごい発見だということなのだけど、民間人が持っていたという報道しかないで、何で民間人が持っていて、ずっと持っていたのにそれが明らかにならなかったのかなとちょっと不思議で。区というのは、区として文化財に登録すべきようなものがあるかどうかについては、何か調査とか、民間人が持っていたら、やっぱりこういうものを持っている人は、所有している人はちょっと教えてくださいとか、積極的に区の方から問いかけをして、それでこんなものありますよと言われて、区の方でそれを見て、文化財的な価値を。そういうようなことはやっているのですか。

○図書文化財課長 それですけれども、先程、建物に関しては区内の建築物全てを悉皆調査したというのが平成18年にございましたけれども、一般の動産に関しては、なかなかそういう悉皆的な調査というのが難しいところがあります。

○中村委員 できないですよ。

○図書文化財課長 今の承久の乱も1221年、13世紀ですので、その頃のもの、おそらく京都の方ですので、そういう当時のものが多かったのですけれども、どうしても東京ですと、近世、江戸時代以降のものが多いという傾向がございますので、どうしてもそうしますと、過去の大名屋敷または大名家の血筋の方などにお聞きして、何か残っていないかというような、そういうことになろうかと思ひます。

○中村委員 こちらから積極的に何か問いかけとかは、特にはしていないのですか。向こうから話が来たときに初めて、ああ、こんなものがあつたのだということが明らかになるということですね。

○図書文化財課長 こちら、先程の東禅寺のメダルの指定文化財、実はこちらの方は、栃木県のあるかなりご高齢の方からお電話があつて、ご自分の家の蔵を片づけていたところ、何かメダルが出てきた。メダルも文書も出てきたと。それで見てみると、何か「ビクトリア女王」と書いてあると。これは何ですかということで、地元の教育委員会の郷土歴史館のところを持ち込んで、これは大変

なものだということに気がつかれて、それで東禅寺事件なので、幕末の東禅寺で幕府側の武士が切り殺された事件に関わるものだというので、東禅寺に聞いてみなさいというような話で東禅寺に聞かれたということなのです。東禅寺の方では、それは特に興味もなかったので、それで港区の教育委員会の郷土歴史館の方に持ち込まれたと。

○中村委員 なるほどね。だからやっぱり結構身近に埋まっている可能性というのはある訳なので。なかなか積極的に区の方から動くというのは大変なのかもしれませんが、やっぱりそういうものが身近にあるような場合には区にも情報をくださいと、区民の方々に。まさに蔵には眠っている可能性はある訳ですから。歴史的な背景のある家の蔵にはね。だから、そのようなことをこちらからもしっかり広報していけば、非常に価値のあるものができるだけ早く見つかるでしょうし、そのような努力はなされた方がいいのかなとちょっと思いました。

○図書文化財課長 こういう区内の文化財に指定したものを使いました特別展、企画展も郷土歴史館の方で開催していますので、そういう機会を通じまして、そういうお声を集めるような取組もしていきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 今回指定になると、またそれをPRするじゃない。ツイッターだとか広報で。そのときに「付随してあれば」みたいな話でやれば、またみんな見てくれるのではない。よろしく願います。

○中村委員 お宝鑑定団。

○山内委員 今、中村さんのおっしゃったこと非常に重要で、今、特に断捨離ブームとか少子化という中でどんどん消えていっているところが現実にはあるのですね。古い巻物とかであれば、まだそう簡単には始末しないということがあります。しかし特に近現代の、近代の資料なんてなるとなおさらそうで。本人たちは歴史的な意味が分かっていないけれども、専門的に見れば歴史的な価値があるという資料はいくらでもある訳ですよ。

分かりやすい例を挙げれば、この辺の古い商店の持っていた大福帳だって、もしかしたらこの辺の経済活動を知る上で非常に貴重な資料かもしれない。あるいは昔の家族の日記だって、例えばこの地域の学校の疎開生活を知る上では貴重な資料かもしれない。そういうものまで含めると、本人たちは分かっていない、あるいは寄贈すると迷惑かけるだけだと思っていて勝手に始末してしまうということもあるので、そういう意味では、できるだけこういう文化財、指定したものだけではなくて、一見価値が分からないけれども実は価値があるというものの寄贈を受けたようなときには、できるだけそれを展示の中に使ってアピールしていくということが大切になってくると思いますね。

○中村委員 そういえばこの間、土曜日、御田小の周年に行ったではないですか。そうしたら、玄関に飾ってありましたね。御田学校、御田小が最初にできた明治7年のときに、校門のところに、校門というか入口のところに掲げられたとって、三条実美の書のこんな大きな看板といいますか、がありましたけど、あれなんかもそういう意味では、文化財的な価値がね。三条実美が書いたということですから。指定しているのかどうか知りませんが、ああいうのがやっぱり身近にある訳ですからね。港区の学校はやっぱり明治の初めにできていますから、そういうのもやはり文化財的な

価値があれば、指定を積極的にやっていくべきかなと思いましたがね。

○教育長 ありがとうございます。各委員さんの方からも出ましたように、港区は非常に色々なものがこれからも出てくる可能性もありますので、ぜひまたPR含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにこの100号についてはご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入りたいと思ひます。議案第100号について、原案どおり可決することについてご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、議題100号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 協議事項

1 港区学校教育推進計画(素案)について

○教育長 次に、協議事項に入りたいと思ひます。日程の第2です。「港区学校教育推進計画(素案)について」ということで、この後、各計画のご説明に入りますが、非常に分厚いもので、ちょっと皆様も読み込みづらいところもあろうかと思ひますが、ポイントを絞って説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、説明の方をお願ひいたします。

○教育人事企画課長 では、A3の資料を御覧いただきまして、説明をさせていただきたいと思ひます。

まず「第1章 計画の策定に当たって」「1 計画の概要」は、四つ立てさせていただきました。まず、この学校教育推進計画とは、そして計画の目的、計画の位置づけと計画の期間ですが、令和3年度から6年間の計画ですが、途中3年たったところ、令和5年度で見直しを図るということで進めてまいります。

項番2「策定の背景」は、ここのまず(1)社会情勢の変化ですが、この計画に関わる社会変化のうち、関わるところを五つピックアップして記載しております。

次に(2)国や都の状況でございますが、平成29年に学校における働き方改革に関する緊急対策が示され、港区としても(3)で「教職員の働き方改革の推進」ということで実施計画を策定し、進めているところでございます。

それから令和元年にGIGAスクール構想が示されまして、港区においても1人1台タブレットを、現在センターが中心となって、体制、オンライン授業等をできるように整備を今、進めているところでございます。

続きまして、項番3「策定の方向性」は、計画に掲げる四つの基本目標を示させていただいてまいります。これらは、今までの背景ですとか区民アンケートの調査結果に基づき、現行の計画からさらにバージョンアップしたものでございます。

(1)が「徳」「知」「体」。「徳」を一番に持ってくる。こだわって「徳」「知」「体」と言っていますが、一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進する。(2)は、生き抜く力を育成する。(3)は、家庭や地域との連携によって、世界に貢献できる人材を育成する。そして最後に(4)では、先程の働き方改革を進め、教員の資質向上を図って、安全も含めての教育環境を整備していく。この四つの柱で立てております。

続きまして、真ん中の第2章「学校教育に関する現状と課題」についてでございます。1番、ここは人口推計。これも10月現在ですが、適宜また見直しを図っていきながらということを進めてまいります。

項番2、現状と課題ですが、先程の「徳」「知」「体」を受け、「徳」ではもちろん道徳。「知」という部分では、グローバルに英語も必要ですし、これから色々な「知」を求めていく。特に、後で出てきますが理科が港区の課題となっていますので、その辺りにも力を入れていく。また、「体」という部分では、やはり体力テストでいい部分もあるのですが、全国平均から見るとかなり劣っている部分がございますので、その辺を推進していく。そしてインクルーシブ、特別支援教育も推進していくということになっております。

続いて、(2)生き抜く力です。ここでは先程のICTの活用ですとか、新しくできたみなと科学館を活用していく。そして幼・小中一貫教育を進めてまいります。

(3)地域社会との連携ですが、学校運営協議会、コミュニティスクールをさらに充実させていけるよう取り組んでまいります。

最後の(4)教育環境ですが、教員の負担軽減を図る部分、人的・物的な支援を進めていく。そして、先程のコロナも含めた、あるいは人口増に対応するという意味でも、安全・安心な対策の充実、施設等も含めた対策を進めていく。そんな計画となっております。

では、ここからは第3章、実際の素案、厚い冊子になりますが、見ていただきながら、何点か新規、特に重点事業についてお話をさせていただきます。

まず、77ページを御覧いただけますでしょうか。77ページには「理数教育やSTEAM教育の推進」と項を起こさせていただきました。新規・重点事業として、大学の専門家等による出前授業、あるいは二つ目はサイエンスアシスタントやサイエンスアドバイザーを各小中学校に配置して充実させていく。三つ目としては、教員の指導力向上のために実技研修会を行っていく。四つ目としては、できたみなと科学館を活用して、学校ではできない実験ですとか、新しくできたプラネタリウムを活用しての学習等を進めてまいります。そして特に次のところは、そのプラネタリウムにおいて、小学理科4年生、中学校ですと2年生につながると。最後の二つは、総合的な学習の時間、教科横断的な部分というところで、このSTEAM教育、Science(サイエンス)、Technology(テクノロジー)、Engineering(エンジニアリング)、Art(アート)、Mathematics(マスマティクス)、この教育を統合的に進めていくという計画となっております。

続きまして、何ページか飛んで83ページを御覧ください。「相談体制の充実」でございます。

これも新規・重点と書いてありますが、当然これまでも取り組んではきているもの。ただ、このコロナ禍で不安定な状況、子どもたちの心も揺れ動いていますので、さらにここを充実させていくということで取り上げさせていただきます。

まず一つ目は、学校のまずは相談体制の強化を図る、組織的に対応していけるように図ってまいります。二つ目、スクールカウンセラー、教育相談やセンターの相談員による相談体制の整備が二つ目となります。そして実際に三つ目では、スクールカウンセラーが毎年小学校4年生、5年生、中学校1年生と2年生、全員に対する面接、受け身ではなくて、こういう気軽に相談できるのだよということを知ってもらうために、全員面接というのを毎年この学年で実施しております。東京都が指定している5年生と中学校1年生に加えて、港区では手厚く、さらに小学校4年生、中学校2年生と4学年にわたって全員面接を実施しています。それから教育センターでの教育相談、電話相談が充実していくようにと。最後には、今、実際に構築しております港区子ども家庭総合支援センター、まだ仮称となっておりますが、ここと連携しながら構築していくということで計画しております。

最後に93ページを御覧ください。「給食費の公会計化の実施」は、新規・重点となっております。これは働き方改革の中の今後の一つの目玉として、やはり学校の教職員が今、給食費の会計事務を行っている。その負担を減らすための取組でございます。なおかつ二つ目の丸では、保護者の利便性も向上させていこうと。そして三つ目、その給食費の管理の透明性の向上という部分で、公会計化。最後に、学校ごとに今やっているこの給食費の扱いですが、全て1年間、区の予算として計上することで、より計画的に安定的に学校給食が運営していける。各学校に任せますと、なかなか最後の年度末に予算が足りなくなると品数が減ってしまったり、逆に最後に余り過ぎると急におまけにアイスのハーゲンダッツが急についたりとか、そんなことがありますので、安定的に供給できるという意味でも公会計化の意味があるかなということで、これから取り組んで進めてまいります。

以上、雑駁ではございますが、ピックアップしてお伝えさせていただきました。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

では、中村委員、お願いします。

○中村委員 今、説明の最後にあった給食費の公会計化のことなのですが、非常にいい試みだと思うのですが、学校現場で一番問題となっているのは、給食費の問題といたらやっぱり未納問題だと思うのですが、この公会計化にすることによってどのようなメリットがあるのですか。

○教育人事企画課長 現在、小学校・中学校ですと、やはりどうしても副校長が窓口となって保護者に督促をするような状況が起きています。まずは事務の方から督促状が行くのですが、それでもなかなか払っていただけないと、夜ご自宅を訪問してお願いするのですとか、そんな作業がありますので、それを計画的に役所の方で継続して声をかけていくことで、よりその負担が減るかなと。

ただ、役所の方の負担は逆に増えますので、そこをどう組織立てていくかということは課題として、近隣の区、実施しているところ等から情報を集めて進めてまいりたいと思います。

○中村委員 学校現場の副校長を含めた教員の負担が減るというのはよく分かるのですが、未納問題に対しては、未納率が下がるというのは期待できるのですか。

○教育人事企画課長 もう既に先行実施している区等によりますと、やはり最初は意識化を図ることができるということで、ただ、やはりだんだん滞納している方というのは、やはりなかなかその辺がルーズでうまくいかないところは正直残っているところはあると聞いております。

まだどこも始まったばかりですので、どれだけの効果があるかというところは、まだこれからも見きわめていく必要があるかと思えます。

○中村委員 あるいは港区は、ほかの区と比べると未納の額、未納率が大変低いので、そこまでの問題はないと思うのですが、ほかの区なんかは本当にすごい金額、未納率がすごく高いということもあつたりします。ですので、せっかくこういう公会計化にするのであれば、やっぱり未納率も、少ないとはいえ港区も存在することは間違いないし、私も学校法律相談員をやっているときなんかは、本当に悪質な親もありました。それを、では実際徴収しようとするときに、これが公会計化されていなければ、学校が集めているという形になっているので、では、例えば内容証明一つ送るにしても誰の名前で送ればいいのかというようなことで非常に問題を抱えていて、やっぱりそういう意味では公会計化して、教育委員会なり区がしっかりと対応できるというのは、それをしなければいけないねという話はよくしておりました。

ですので、そういう意味でせっかくこういう制度にするのであれば、未納率を極力下げる。そのための制度としてもうまく活用していただきたいなと思えます。

以上です。

○教育人事企画課長 ありがとうございます。研究してまいります。ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

寺原委員、お願いします。

○寺原委員 62ページからの「人権教育の推進」で、63、②の「道徳教育の推進」③の「いじめ防止」のところに関連してなのですけれども、この62ページのコラムのところ、都の方で人権教育プログラムというのがあって、それに基づいて様々な取組を推進しますとあります。この中に「性同一性障害」「性的指向」という話も入っているのですけれども、具体的には各校の裁量に任されているというのが実態なのでしょうか。

○教育人事企画課長 人権教育プログラムというのが、東京都教育委員会から毎年、教員一人ひとりに発行されます。そこには様々な人権課題、外国人だとか、高齢者であるとか、子どもである、女性であるとか、その中に今、先生がおっしゃられた性的指向の部分も入ってきております。ただ、これは非常にデリケートな課題ですので、それぞれの学校の実情あるいは学年、発達段階に合わせて実施していくと。毎年、教員も研修を受けておまして、例えば本当にその当事者の方に話を伺う。校長、副校長、主幹教諭、あと進路担当とか、そういう職層ごとに毎年そういう研究協議会、講師の方にご指導いただいて、こんな部分をぜひ子どもたちに上手に伝えてほしいということを受けておりますので、それに基づいて各校それぞれの実態に応じて取り組んでいるところでございま

す。

○寺原委員 そうすると、毎年の研修の中に、この性的指向・性同一性障害の内容も、もう今は含まれているということなのですね。

○教育人事企画課長 この62ページにも書かせていただいているのですが、各学校、年度末に次年度の教育課程を出す際に、この人権教育に関しての全体計画、あと年間指導計画を出しておりますので、その中で教育委員会事務局もその内容をチェックして、もし足りない部分があればもう少しここを盛り込んでくださいますか、という辺りは指導しています。

○寺原委員 ご存じと思いますが、2016年に、国の方からセクシャルマイノリティの子どもたちへの配慮をきちんとするという通達が出たり、「いじめ防止ガイドライン」でも、性的指向・性同一性障害でいじめを受ける子どもたちが実際に存在するので、配慮するようにということが明示されています。私も青南小のPTA会長をやっていた頃に関校長先生の依頼で、4、5、6年生の道徳公開授業でLGBTの話をしたり、あと、お隣の高陵中では、外部から呼んでLGBTの講義をしたということも聞いてはいるのですが、先生方の理解が一番子どもたちにとってとても重要だと思うので、具体的な教育の中で、この点はセンシティブなので、ということで引くのではなくて、時間を割いて理解していただくことが必要かなと思いますので、その点お願いできればと思います。

○教育人事企画課長 実際に声を出せるお子さんはいいと思うのですが、やはり今も苦しんでいるお子さんが当然どのクラスにもいると思いますので、例えば中学校ですと制服の問題であるとか、あと、先程男女の記名、丸をつけるだけでも抵抗を感じるお子さんというのもいるかと思っております。過去6年間で講演会も4回程実施しております。区でもそこに力を入れてやっていきたいと思っております。

○寺原委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○山内委員 では、気がついたところを3点程申し上げます。

一つ目はちょうど34ページの初め、インクルーシブ教育ということが書かれています。これは非常に重要なことですが、そもそもインクルーシブ教育とは何か。あるいはここに「インクルーシブ教育の考え方について」と書かれているのですが、あるいはその「考え方を広げる」とか書かれているのですが、インクルーシブ教育の考え方が何かということが分かるように書かれていないように思います。やっぱりこういう片仮名の言葉はきちんと日本語にして伝えることが必要ですし、日本語に丁寧にすることによって、よりその意味とか、課題というのが明確になってきますから、ぜひこういうインクルーシブ教育については、日本語で分かるように表現するということをしていただきたいと思っております。

それから2点目は、今回みなと科学館ができて、例えば36ページも「未来を切り拓いて生き抜く力の育成」として、みなと科学館のことがかなり強調されて出ています。港区は、やはり郷土歴史館とみなと科学館と両方を持っているということが非常に重要です。郷土歴史館についてはどこ

で出てくるかという、82ページの「郷土への愛着の醸成」というところで出てくる訳です。

ただ、実は郷土歴史館の教育的な役割あるいは歴史を感じることの教育的な役割というのは、単に郷土への愛着とか回顧的なものだけではなくて、やっぱり歴史的な文脈の中に今、自分がいて、歴史の流れの中に自分がいて、今の状況を歴史的な流れの中でも考えて、歴史認識を持って将来を見通して、自分の役割を考えていくというようなところにもある訳ですよ。だから実は未来を創造するためには、縦の軸として歴史的に流れを見て将来を考えるという思考も必要だと。それと、横の軸としての科学的な力の両方を兼ね備えることが大切です。そういう意味では、未来を創るといふところにもこういう歴史感を持っていることの意義というのを、うまく並列して書いていったらどうか。その方がもっと港区の教育的な資源というのを強調できるのではないかなと思います。

それからあと3点目は、83ページのところで気がついたのですが、港区が子ども家庭総合支援センターを作るといふこともそうですけれども、もう一つ、児童相談所の機能が、あるいは児童相談所が都から区に移りましたよね。そういう意味では、区として児童相談所をこれから、今、運営を始めたといふことを、どう本当に教育の中で生かしていくかといふことが重要だと思いますので、できれば区で児童相談所を運営する、それがどうこういうところに生かせるかといふところを、もう少し書き込んでいかれたらよろしいのではないかと思います。

あと、小さいことですけど、77ページにさらに統計教育のことが書かれていますけれども、こういう科学的な思考力を養う上では、統計的な思考を養うのは非常に重要なことなので、ここに盛り込まれているといふことは大切だと思いますけれども、これはこれから、さらに本当の意味で具体化するかといふことが課題であると思っています。

私からは以上です。

○教育長 ありがとうございます。以上3点お願いします。

○教育人事企画課長 まず1点目のインクルーシブでございますが、やはり通常の学級の中で一緒に学ぶ、障害のあるお子さんが学ぶ大切さ、そこから逆に健常と言われる子たちも学ぶことがある、大切なインクルーシブ教育だと認識しております。その表記については、もう少しやはり分かりやすく丁寧にしていきたいと思います。

それから2点目の郷土歴史館をやはりさらに、ただ単なる郷土への愛着だけではなくといふところですが、先程の文化遺産の話、承久の乱の絵が見つかったと。やはり歴史から学んでそれを今後に生かすといふ意義から考えて、ぜひ前の方にも盛り込んでいきたいと考えてございます。

最後に相談機能ということで、児童相談所が区に移管されたということで、現在、今まで児童相談センターの方で扱っていたものを港区分だけ引継ぎを行っているところだと聞いておりますので、より、今までは結構時間がやはりかかってしまったり、児童相談センターも手薄でなかなか関わりができなかった部分、区独自でできるよさ、メリット、教育委員会とも連携しながらやっていけるように進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○山内委員 今の児童相談所のこと、東京都の23区の中でも区で運営するといふ判断をできたところと、やっぱりそれを躊躇した区とある訳ですよ。そういう意味では、区はそれを判断した

訳ですから、ぜひここでも、具体的にこれをどう区として運営することを生かすのかというところをしっかりと明文化することもされてはどうかと思います。それがやっぱり生かしていく出発点になるだろうと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○教育人事企画課長 1点ちょっと補足なのですが、最初のインクルーシブ教育など専門的な用語の解説については、各ページ最初に出てくるところの一番下にあるのです。例えばインクルーシブ教育の10ページのところで、策定の方針のところで出てくるので、初出のところで出しているのですが、何度も同じような言葉が出てきて、必ずしも1ページ目から読み進める訳ではないので、巻末にあるよりはそのページで完結した方がということでこういうふうにしたのですが、今のご指摘も踏まえて、もう少し分かりやすいように解説に導けるように工夫したいと思います。ありがとうございます。

○山内委員 お願いします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件については以上とさせていただきます。各委員さんからご指摘があったものについては極力反映をさせていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○教育人事企画課長 ありがとうございます。

2 港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）について

○教育長 次に「港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）について」ご説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、「港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）」の概要についてご説明させていただきます。協議資料ナンバー2のA3の概要版をまず御覧ください。

第1章、構成については各計画と同様ですけれども、まず「計画の概要」として、このアクションプログラムは、公私立幼稚園がともに協議をしながら作っていく、区全体の幼児教育をリードする総合的な行動計画として策定をするものです。

位置づけですけれども、港区の教育ビジョン、それから学校教育推進計画、港区幼稚園教育振興方針と整合を図りつつ作成をしております。計画期間も令和3年度から6年間、途中、3年後の5年度に一度見直しを行う予定です。

2番の「策定の背景」、社会情勢の変化ですけれども、前回もお話したかと思いますが、基本計画で示されている社会情勢の変化の中から、この計画に沿ったものを選び出しております。前回の教育委員会で人生100年時代の到来についても非常に関連が強いのではないかとのご指摘も頂きましたので、そちらについてもこちらで加えさせていただいています。

なお、本編の方を御覧いただきたいと思っておりますけれども、初めに、先程の学校教育推進計画も同様ですけれども、各個別計画共通の部分について冒頭ご説明させていただきます。資料2-2、表紙をめくって裏面、こちら「策定に当たって」ということで、教育長の挨拶文が含まれますが、その中で、新型コロナウイルス感染症の拡大をしているこの局面で、この計画を策定する意味につい

て触れてまいります。それぞれの内容については、それぞれ計画の内容に沿ったものになりますけれども、共通してその感染症禍の中での策定についての意義を盛り込みます。

また、その次のページの下段にあります「本計画の施策を展開するに当たって」というところでは、感染症の影響、それからそれに伴う人口動向、財政状況の変化にも注視して対応していくということを記載しております。

また、次の裏面になりますけれども、ここではこれまでの間、教育委員会としてコロナウイルス感染症対策で取り組んできた事項、代表的な事項を共通して盛り込みました。

それで、すみません。話が前後してしまって申し訳ありませんけれども、社会情勢の変化のところで、5ページを御覧ください。この中の④のところで「新型コロナウイルス感染症の影響で、今後数年間は人口が減少に転じ～」ということで、新たな状況を踏まえた記載を入れました。

では、すみません。また概要版のA3の資料の方に戻っていただいて、策定の方向性ですけれども、こちら前回、教育委員会で決定いただいた6点を基に進めています。

第2章、幼児教育に関する現状と課題です。ここで、本編の方の13ページを御覧ください。資料2-2の13ページ。幼児人口の動向です。これも、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな人口推計を反映しております。令和2年度以降、今後、従来も6年間ぐらい減少する傾向がありましたけれども、このコロナの影響でその減少幅が拡大をしています。また、その後回復をしていきますけれども、その回復の増加率もこれまでよりも緩やかになった、そういう変化がございました。

それから2番目として、区の幼児教育に関する現状と課題。次のページからになりますが、こちらは昨年度、2歳から5歳の保護者を対象に行った調査結果から分析したものになります。

まず「小学校入学前の教育の充実と小学校教育への円滑な接続」ということで、15ページ目からありますけれども、幼稚園に求めるものとしては、保育教育の質の向上ですとか、あとは次のページに、小学校入学に当たっての不安に感じることを記載しておりますが、ここで小学校教育へのさらなる円滑な接続を図っていくことですとか、特別な配慮が必要な子どもへの支援が求められているという状況をまとめました。

それから18ページを御覧ください。本編の18ページですが、幼稚園入園を希望する幼児を受け入れるための環境整備のところですが、保護者の就労状況を前回の29年度の調査と比べると、共働き世帯が増加しているという状況がここで一つございます。

また、19ページになりますけれども、その下の子ども入園状況のところを見ていただきたいと思えますけれども、インターナショナルスクールに通っているお子さんの割合が、前はほとんどなかったのですが、今回は7.8%ということで、下のインターナショナルスクールに通うお子さんがかなり増えてきている状況がありました。

それから少し飛びまして、25ページを御覧ください。これは幼稚園、区立・私立共通ですけれども、に対して行ったアンケート調査です。防災計画、感染症対策マニュアルが策定されているかどうかということで、防災計画については全て策定が済んでいますけれども、感染症対策については、約

3分の1がまだ策定が行われていないという状況が分かりました。

それから26ページを御覧ください。子育て支援ですが、ここで幼稚園に求める園外見、在園児以外の家庭での要望ですけれども、「園生活や保育・教育内容に関する情報の発信」というのが6割を超え、突出して多い状況がありました。こうしたアンケート結果からも見えてきます課題、そしてあと、幼児教育を取り巻く状況を踏まえて、第3章で教育の推進についての取組をまとめております。

本編の31ページを御覧ください。推進理念として「幼児の生活に豊かな学びを保障する」というのを推進理念として掲げました。これは、小学校入学前教育カリキュラムの中でも触れているものを、そのままこちらの計画の理念としております。

それから32ページ、33ページで基本目標が六つありますけれども、これは策定の方向性に基づいて、それに対応した目標としております。

取組の中で、主だったところについてご紹介をさせていただきます。

初め、まず基本目標1の「小学校入学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続」のところで、36ページを御覧ください。まず課題として、36ページの一番上の黒丸のところですが、幼児数、児童数、保育園数が増加し、区全体での幼児のさらなる円滑な小学校への接続を目指して、各園と小学校は計画的に連携・交流を行うことが必要であるということと、その次の黒丸ですが、園同士でも連携・交流することで、地域全体で子どもを育てていく必要があるという課題を設定いたしました。

これを受けて下の取組ですけれども、上から三つ目、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校で連携・交流を行うため、情報公開や引継ぎ、公開保育や公開授業などを実施して、相互に教育内容や指導方法の理解を深めていく。また、その次で、小学校の区域ごとに実施する保幼小合同研修会を通じて、教員・保育士の資質向上などに努めていく、といったようなことを掲げております。

次に基本目標の2番になります。先程の幼児人口の動向を受けての形になりますけれども、基本目標2「幼稚園入園を希望する幼児を受け入れるための環境整備の推進」ですが、これまでも公私立幼稚園全体で幼稚園の受入れ態勢の整備を行ってきていますけれども、46ページを御覧ください。最初の黒丸の下から2行目になります。入園希望幼児数の調査・分析等により、人口減少に転じるときは、区立幼稚園の定員数を見直すことで、幼児受入れ数を調整しますということを記載しました。また、一番最後になりますけれども、令和8年4月から赤羽幼稚園で3年保育を開始すること。また、その定員については、3年保育開始時点での周辺幼児人口ですとか幼稚園需要等を踏まえ、設定しますということを記載しております。

次も少し飛びますが、まず基本目標の4「安全安心に向けた取組の推進」です。50ページを御覧ください。この中で「幼稚園における防災計画等の策定、見直しの支援」ですが、先程御覧いただいたように、感染症対策マニュアルの策定の割合が低くなっていますので、取組の一番下になりますが、各幼稚園の感染症対策マニュアルの策定見直しについて、保健所などの関係機関と連携して、策定について教育委員会として支援していきますということを記載しております。

また、次の「幼稚園における感染症対策、交通安全対策の推進」ですけれども、この新型コロナウイルスの感染予防と、昨年度前半、全国で幼児が犠牲になる交通事故が相次ぎましたので、それを受けての取組を記載しています。

下の取組のところですが、まず感染症対策のところでは、新しい生活様式を踏まえた感染症予防のための指導を行う。また、これは既に公立の方は導入をしていますけれども、学校や保健所等を結んで、感染状況がすぐに情報共有できるシステムの導入を支援しますと書いてあります。これは、私立幼稚園にもこのシステムへの参加を呼びかけていきたいということで、こちらを記載しました。また、最後になりますけれども、幼稚園で道路の歩き方などの交通ルールを幼児及び保護者向けに啓発していきますということを記載しました。

それから、基本目標5の「子育ての支援の推進」になります。ここでは54ページ「虐待防止等に関する幼稚園の役割の強化」のところを御覧ください。冒頭のリード文のところでも「港区児童相談所と密に連携し」と記載をしましたが、取組のところ、下から二つ目の丸印、黒丸ですが、虐待への対応に当たっては、区の児童相談所を中心として、関係機関と連携、共通認識の下、役割分担をしながら支援を行い、適切な支援の充実に努めますと記載をしています。

55ページに発見・対応時の手順ということで、虐待の対応のときの役割分担にもなりますけれども、現在、幼稚園で虐待またはその疑いが発見された場合、園から教育委員会と子ども家庭支援センター、それから警察にそれぞれ連絡をしていく必要がございました。児相が開設された後は、教育委員会は別途ルートが必要になりますけれども、児相の窓口にもそちらに連絡をすれば、夜間・平日・休日問わず全てここから必要な仕分けが行われて、関係機関に支援・方策が流れていくことになりますので、まず児相に相談をすればいいということで、相談体制が簡素化されてまいります。

それから、59ページを御覧ください。「園生活や保育・教育内容等の情報発信の充実」です。先程のアンケート結果でも、在園していない保護者の方からも、園生活や園での教育内容などの情報発信が欲しいということでしたので、リード文のところにございますが、ツイッターなどSNSを活用することで、情報発信に取り組みますということとしております。

具体的な取組としては、一番最後の黒丸になりますけれども、「保護者や地域へ、動画配信やその他様々な方法で、園の教育内容等の情報発信を行います」という記載を入れました。

最後になりますけれども、基本目標の6「国際化に対応した取組の推進」です。今回は、この施策の2「幼児が外国人とふれあう機会」と(3)の「国際理解教育」が一つの施策にまとめられていましたけれども、今回はそれをそれぞれ二つに分けて分けやすくすると同時に、中身も充実をさせてまいりました。特に「幼児が外国人とふれあう機会の充実」のところでは、61ページの取組のところですが、外国人が幼稚園にもたくさん在籍している、あるいは大使館も多く港区にあるという特性を生かして、外国人の保護者の協力、地域の人材や大学などの資源を活用して、幼児が遊びを通じ外国人と触れ合う機会や外国の文化を知る機会を充実します、という記載をしております。

今回の主だった取組については以上となりますので、よろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりましたけれども、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

○山内委員 まず一つは、50ページです。先程の感染症対策マニュアルができていないところがあって、それに対して支援しますと。これは非常に大切だと思いますけれども、おそらく区立幼稚園は全部策定されている訳ですけど、私立の幼稚園でそういうことが十分できていないということなのだと思うのですね。それぞれの私立の幼稚園はそれぞれの事情もあるし、あんまり過度なおせっかいは必要ないとは思いますが、一方で、やっぱり独自でそういうものを作る余裕がないところには、区立幼稚園ではこういうものを作っていますよというのを見せてあげて、参考例をできるだけ伝えるということが必要なのだと思います。そういうことも踏まえて考えると、ここは非常に穏やかに書いていますけれども、十分そこに対応し切れていないような私立の幼稚園に対してもというようなことを、具体的に書いてもいいのではないかなと思いますが、いかがでしょう。

もう一つはその隣のページの、リアルタイムのシステムの導入の支援というのも、要はこれは私立幼稚園の支援なので、そこを、要するに過度なおせっかいになったり、私立幼稚園の独立性を損ねない中で、彼らがやりやすい形をうまく作ってあげられるような支援を、区立幼稚園の蓄積の中から伝えてあげるということを、もう少しうまく書き込んでもいいのではないかとというのが一つです。

それからもう一つ重要なのは、54ページの虐待の問題ですけれども、要はどういうふうに把握をするかということが実は重要です。右のフローチャートは幼稚園で把握した場合の流れなのです。ただ、例えば小児科の診療所でたまたま見つけるとか、あるいはそれ以外の場でたまたま見つける。あるいは近隣の、隣近所の家からの通報とか、実は多様なルートがある訳で、そこをうまくつないでいかないと限界はあるのではないかと思います。これは幼児教育のマニュアルなので、アクションプランなので、幼稚園を中心というのとは分かりますけれども、別の言い方をすると、幼児期の子どもの教育のありようと考え、幼稚園以外の機能も含めて、どうその年代の子どもを支えるかという観点で、幼稚園に限定しないでこういう重要な問題は整理してもよいのではないかと、読みながら思いました。

ですから例えば、虐待通告を受け調査した件数が増えているといっても、ではどういうルートが増えている、どういうルートが増えていないのかとか、そういう分析も加わってくるともっと具体的に説明ができる。増えていないところをどう補うかということも出てくる訳ですよ。ぜひ幼稚園のというだけでなく、さらに加えて、それを取り囲む環境も含めて考えるというようなことをされたらよいのではないかと思います。

私からは以上です。

○教育長 では、以上2点、お願いします。

○教育長室長 では、まず50ページのところと51ページのところです。先程アンケートのところでも見ていただきましたけれども、あえて公私立という区別をせずに、全体を丸めた数字での統計をお示しさせていただいています。なかなか私立幼稚園の中でも、これについては対応が分かれているところですので、どこまで記載できるか、ここはちょっと私立側の意向も確認しないといけ

ませんので、また検討会の私立幼稚園の代表の方と相談させていただいて、ちょっとここの表現については、今のご指摘を踏まえてまた相談をさせていただきたいと思います。

それから児童相談所の件ですけれども、一応、関係機関と情報共有を図ったり、連携をしていくということについて若干記載はありますけれども、今、ご指摘の幼稚園に限定せずに、全体としていかに発見し、対応していくかといった部分について、少し反映できるように表現を工夫させていただければと思います。お願いします。

○教育長 よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

○寺原委員 保育園の位置づけなのですけれども、基本的に厚労省の監督下ということで、幼稚園とは位置づけが異なるということは大前提としてあると思うのですが、それでも、そのアンケート調査は保育園の親も含めて色々な要望を吸い上げているのはすごくいいと思います。ただ、一方で、実際の施策の展開のところになると、基本的には幼稚園がかなり主体の話になっていて、保育園の親にも共通する、例えば56ページ、57ページの「家庭の教育力の向上」こういうところだともう保育園は出てこなくて、57ページの「『家庭で大切にしたいことハンドブック』の活用」というのは、幼稚園だけで活用しているということになっていたりします。保育園は生活の場、幼稚園は教育の場と一般に言われますけど、その境目はどんどんなくなってきているというのも実態かなと思う中で、保育園についての対応というのは、これとまた別の冊子で存在するのか、あるいは存在しないけれども、保育園でまたそういう委員会のようなものがあって、そこでの連携で実際には進めているということなのか、その辺を教えていただければと思います。

○教育長室長 保育園の方につきましては、また子ども家庭支援部というところが子ども子育て支援計画というものを作っておりまして、その中で、保育園に通う子どもも含めた幼児の育成について計画があります。ただ、教育という側面でいうと、こちらの幼児教育振興アクションプログラムは、保育園に通う園児も含めた計画ということになりますので、すみません、具体的にはページ数が出てこないのですが、幼児教育、小学校との連携に当たっての取組をまとめた方針ですとか、そういったものは保育園の関係者も含めて一緒に策定をしていたり、あと、研修なども保育園の保育士と幼稚園の教諭と一緒に合同の研修を行ったりということで、ともに共通の子育てについての認識を深めながら取組を行っているところです。

あと、先程お話がありました57ページの「家庭で大切にしたいことハンドブック」「リーフレット」これについても保育園の方にも配って、保護者の方にも御覧いただいています。

○寺原委員 ありがとうございます。

今のご説明で安心したのですけれども、小学校や中学校で評議委員会がありますよね。幼稚園も評議委員会があって、幼稚園の評議委員会には小学校の校長先生、PTA会長もいて、逆もしかりなのですが、保育園とはそういう関係性にはないと思うのです。少なくとも、青山地区で保育園の評議委員会にPTA会長が出るということはなかったのです。厚労省と文科省の区分けの違いで、小学校の観点から意見をいう場がなかなかなかったのです。保育園との連携が幼稚園と比べると薄い

かなと思ったのですが、その辺りはどうなのでしょう。

○教育長室長 全ての評議委員会ではないのですけれども、ある教育評議委員会の一部では、幼稚園の園長が参加しているところもあります。あと今、地域での保育園と幼稚園の連携といったことも重要になってきますので、この計画の中でも、先程「小学校を区域とした」というところがありましたけれども、それとともに、地域での保育園と幼稚園同士での交流についても連携を深めていくということを目指して取り組んで入れていただきました。

○寺原委員 分かりました。ぜひよろしく願います。ありがとうございます。

○教育長 ちょっと直接的にこの計画とは違うのですけれども、今、寺原委員の方からもご指摘がありましたように、子ども家庭支援部も区長部局になるということで、保育園と教育委員会との関係の中で、なかなか課題があるとその都度集まるのですけれども、ふだんからの連携というのが、私もここに来てちょっとどうなのかなというのがありまして。実は試験的にというか、今月から向こうの部長さんと、この2人の部長と私を交えて、課題は特に持たないけれども色々なことを意見交換して、それを具体的なものに反映させていこうというのを始めていこうと思っていますので、そういう課題意識も持っていますので、よろしく願いたいと思います。

○山内委員 今の寺原委員のご指摘も教育長のご説明も非常に重要なところだと思います。やっぱり幼児期の子どもの発育をどう支援していくかという観点から見たときに、一つは幼稚園ないし保育園という教育の機関が一つあって、そこでの教育。もう一つは家庭の教育、家庭教育と。もう一つが社会の教育だと思いますけれども、その家庭教育の機能を高めるというところについて、もし区が取組が幼稚園に通っている子どもたちにはできていて、区立保育園のところには弱いということが起こると、実はそれはもったいないことなので、そういう意味で、例えば実際に今ここにあるハンドブック、リーフレットなども保育園に配っているということであれば、そういうことも含めてもっとこういうところに書いていってもいいのだと思いますね。つまり保育園のところ、区立幼稚園以外のそういう家庭教育に対する支援をしているのだということ、あるいはそれをもっと具体的にどうやっている、どうやっていくということを書き込んでいかげしょう。そうしないと、いつまでも縦割りの中でとどまってしまう。

○教育長室長 ありがとうございます。せっかくやっている取組でもありますので、現状等のところで、できるだけ今行っている幼稚園、保育園を含めた連携については加筆をさせていただければと思います。

○山内委員 「策定の背景」のところの6で「人生100年時代の到来」というところがあって、それに対して具体的にどういう施策のところに入っているのかなというのが実はあまり分からないところがあったのですけれども、そういうところは、それもやっぱり家庭教育の機能というのが重要なのだと思いますから、やっぱり家庭の教育力の向上ということで、⑥の人生100年時代の到来に対応した子どもの発育というところに関して、うまく何か課題をここに書いていかれたらいいのではないかと思います。

○教育長室長 「人生100年時代の到来」ということで、5ページに「策定の背景」として記載

をしていますが、長寿社会において、幼児期はその基盤となる大変重要な時期で、今後自分の人生を切り拓いていくためにも、生涯にわたり学び続ける力、生きる力の基礎となる幼児教育の充実ということで、具体的なこの「100年」を特出ししての記載はありませんけれども、幼児教育全般を通じてその意義といいますか、100年時代を見据えた内容を念頭に記載を進めておりますけれども、今ご指摘のところ、せつかく社会情勢の変化の1項目として入れていますので、こういった形で今、追記できるかすぐにお答えできませんが、検討をさせていただければと思います。

○教育長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件については以上とさせていただきます。

3 港区生涯学習推進計画（素案）について

○教育長 次に「港区生涯学習推進計画（素案）について」説明をお願いいたします。

では、説明の方をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは「生涯学習推進計画（素案）について」ご説明いたします。資料3の素案の概要を御覧ください。A3のものです。

左側の第1章になります。項番1「計画の概要」については記載のとおりです。

項番2「策定の背景」になります。（1）社会情勢の変化については、新たな基本計画の策定により踏まえるべき社会変化のうち、本計画に関連するものを記載しております。（2）国の状況では、第3期教育振興基本計画における人生100年時代を見据えた生涯学習の推進などが位置づけられております。（3）港区の状況になります。区ではこれまで、時間や場所に制限されずに学べる環境の整備、区民の知識や経験を生かし、学び合う機会の提供、学校と連携した幼稚園、小・中学校の教育活動の支援に取り組んでまいりました。

次に項番3「策定の方向性」でございます。策定に当たっては、現行計画に掲げる三つの基本方針を継承しつつ、新型コロナウイルス感染症などの社会状況の変化等を踏まえ、施策の見直しを行うものでございます。

次に資料の中程、第2章「港区の生涯学習の現状と課題」です。項番2を御覧ください。港区の生涯学習に関する現状と課題については、主に次の点が挙げられます。（1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しながら学びが継続できるよう、どこにいても学べる環境の整備が必要であることや、時間や形態に左右されることなく、いつでも、誰でも学べるよう、機会の提供や環境の整備を図っていく必要、（2）の一つ目の丸ですが、区の生涯学習施設に関することや取組について、情報発信することが必要といった課題が挙げられます。

こうした課題を踏まえまして、資料の右側、第3章「生涯学習の推進」では、「めざすべき姿」を「みんなと学びをつなぐまち」として掲げ、三つの基本目標、9の施策を展開していきます。

ここからは資料3-2、素案本編を用いて主な取組をご説明いたします。

初めに素案40ページを御覧ください。基本目標1の施策（1）「いつでも、誰でも参加できる

学習環境の提供」でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、新しい生活様式が求められる中で、いつでも、どこでも、誰でも学べるよう機会の提供や、環境の整備を図っていくため、オンラインを活用した学習の提供を重点取組として実施していく予定です。②の「生涯学習事業のオンライン配信の推進を」重点として取り組み、オンラインを活用した学習の提供を実施してまいります。

次に48ページをお開きください。基本目標2の施策(1)「生涯学習施設機能の充実」でございます。課題として挙げられました生涯学習センターと青山生涯学習館が、区の生涯学習施設の中において十分に利用されていないということから、重点の取組として、区の生涯学習施設に関する情報や取組についての情報発信を強化してまいります。

具体的な取組では、①の「生涯学習情報の発信強化」として、区の生涯学習施設に関する情報や事業についての発信を強化していくことを重点取組としております。従来のホームページでの発信に加え、フェイスブックやツイッター、ラインなどのSNSを活用し、より幅広い世代の区民の目に情報が触れるよう、様々な手段で生涯学習施設や生涯学習情報を広く発信してまいります。

最後に60ページをお開きください。基本目標3、(3)「学びの活動における参画・協働の推進」です。区と多様な主体との連携を強化し、行政以外の活力を取り入れることで、区民の多様なニーズに対応していきます。区民アンケートでも、学びの成果を生かしたいという意向が多かったことから、学びの成果をほかの人や地域に生かすことができるよう、区が地域の人々の活躍の場を提供することで、区民が学びを生かす体験を支えます。

特に①「地域学校協働活動の推進」として、地域の人々と学校とが連携・協働し、地域の実情に応じた活動を実施することを通じて、子どもたちの成長を支える基盤の構築を推進してまいります。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。それではまた中身を見ていただいて、気づいた点があればまた後で事務局の方に頂ければと思います。この案件については以上とさせていただきます。

4 港区スポーツ推進計画(素案)について

○教育長 続きまして、今度は同じく生涯学習で「港区スポーツ推進計画(素案)について」引き続き、スポーツ振興課長の方からお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、「港区スポーツ推進計画(素案)について」ご説明いたします。まず、資料4の素案の概要を御覧ください。左側の第1章でございます。

項番1「計画の概要」については記載のとおりでございます。

項番2「策定の背景」です。(1)社会情勢の変化については、新たな港区基本計画の策定に当たり踏まえるべき社会変化のうち、本計画に関連するものを記載しております。(2)の国や都の状況では、「第2期スポーツ基本計画」において、引き続き、成人の週1日以上スポーツ実施率

65%以上が目標として設定されています。また、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に、スポーツ・健康まちづくりという項目が新設されています。(3)の港区の状況では、平成30年12月にMINATOシティハーフマラソンを初開催したほか、ラグビーワールドカップ2019開催時には、気運醸成の取組としてパブリックビューイングなどを実施してまいりました。

次に項番3「策定の方向性」でございます。策定に当たりましては、現行のスポーツ推進計画に掲げる基本目標も継承しつつ、社会状況の変化などを踏まえ、施策の見直しを行ったものです。

次に資料の中程、第2章「港区のスポーツに関する現状と課題」でございます。

項番2を御覧ください。港区のスポーツに関する現状と課題について特徴的なところでは、まず(1)「誰もが気軽に楽しみ継続できるスポーツ活動の推進」ですが、一つ目の丸、全体的なスポーツ実施率の向上を図る必要があること。さらに四つ目の丸、知り合いがいなくても、初心者であっても、参加しやすい環境と機会の充実が求められている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しながら、誰もがスポーツに親しめる機会の提供が必要といったことが挙げられます。

また、(6)「健康づくりにつながるスポーツ活動の推進」では、運動不足を解消する観点から、スポーツに取り組める機会づくりが必要であること。最後に(7)「先端技術で創り出す新たなスポーツの楽しみ方の実現」の一つ目の丸、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ICTなどの先端技術を活用した新たなスポーツの楽しみ方の検討が必要であることが挙げられます。

こうした課題を踏まえまして、資料の右側、第3章「スポーツの推進」のとおり、七つの基本目標、24の施策を展開していきます。ここからは資料4-2、素案本編を用いて、新計画のポイントや主な取組をご説明いたします。

初めに素案44ページから50ページまでを御覧ください。「施策の展開」になります。今回の計画のポイントとしまして、新たに各取組を「関心喚起策」、「実行促進策」、「継続支援策」の三つの視点に分類した点があります。スポーツに対する関心や行動の状況に応じて取組を展開することが効果的であると考えております。

続きまして、本編59ページを御覧ください。基本目標2の施策(3)「地域スポーツ団体等の支援と充実」でございます。昨年度新たなスポーカルとして、スポーカル青山を設立し、区内のスポーカルが三つとなりました。スポーカルの設立の目的を実現するためには、港区らしいほかの取組もあるので問題提起されたことを受けまして、取組の一つ目、スポーカルと多様な主体との連携に取り組むことといたしました。スポーカルとスポーツセンターや港区体育協会との連携を進めることで、スポーツを行うきっかけから継続した活動、競技力向上へと流れを作ることが可能となると考えます。

次に74ページをお開きください。基本目標6、(3)「スポーツと健康づくりの活動拠点の充実」でございます。アンケート調査の結果から、運動不足を感じている区民が7割を超えていることから、新たにスポーツセンターや健康増進センターを中心として、いきいきプラザや総合支所、スポーカルなどと連携することで、スポーツと健康の維持、増進の活動が相互にできる環境づくりに取り組むこととしております。

最後に76ページをお開きください。基本目標7、(1)「先端技術を活用したスポーツ活動の推進」でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、いつでも、どこでもスポーツに親しめるようなスポーツの機会の提供が求められていることから、新たにこの施策を追加しております。

取組の②としまして、自宅にいてもスポーツを楽しむことができるように、オンライン配信によるスポーツ教室を提供していくこととしております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

○中村委員 単なる若干興味本位の質問になってしまいますけど、今、ちまたでeスポーツがはやっていますよね。それはこのスポーツに含まれているのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 スポーツ推進計画の方にも、本編の78ページにも記載されておりますが、eスポーツについては、年齢、国籍、障害の有無に関わらず色々な方が参加できるスポーツの推進につながると考えてはいます。一方で、オンラインゲームなどの過度に依存するゲーム障害が国際疾病として2019年5月に正式にWHOに認定されていることから、ゲーム障害の実態とかeスポーツの関連性について今後、情報収集していく必要があると考えております。スポーツ推進計画では、基本目標の7の「先端技術で創り出す新たなスポーツの楽しみ方」のリード文にeスポーツも含めてのものということで記載はしておりますが、今後そういった障害の部分を含めて進めていくということ、取り組んでいくということを考えております。

○中村委員 では、一応推進計画の中にeスポーツも対象には含まれているということですかね。

○生涯学習スポーツ振興課長 はい。

○中村委員 分かりました。

○生涯学習スポーツ振興課長 第3回の定例会でも中村委員から同じような質問があって、実は76ページの、その前のページなのですけれども、下の赤丸の見出しの一番下の「また、」というところが、eスポーツをこれから情報収集というような記述が……。

○中村委員 ここがeスポーツのことですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 はい、そうです。eスポーツがスポーツかどうかというのはまだ定義がされていないという状況の中で、なかなか微妙な表現をさせていただいているという次第です。

○中村委員 年齢、国籍、障害。なんかeスポーツというと「若者」というイメージが先に立ちますよね。そういうeスポーツの全国大会なんていうのがあるのですよね。具体的にはどんなスポーツでやっているのですか。アジア大会とかでは。

○生涯学習スポーツ振興課長 私もテレビで見た限りなのですけれども、架空のサッカーゲームであるとか。

○中村委員 ああ、やっぱりサッカーとか。

○生涯学習スポーツ振興課長 対戦型のものですよ。

○中村委員 だから、やっぱりゲーム感覚ですよ。

○生涯学習スポーツ振興課長 ゲームですよ。

○教育長 なるほど。今そういう状況で動いているという状況ですよ。

○山内委員 今のeスポーツのことはやっぱり一つの課題で、内容も実は非常に多岐にわたっています。今、話があったようなサッカーとかテニスとか、あるいは野球であったり、そういう実際にある競技のeスポーツ、それをeスポーツ化したものがあります。一方で、少し広げると色々なシューティングゲームのような非常に刺激の強いものも含まれるし。もう一つは、高齢の人たちとか身体機能が落ちてきた人でも、少し可能な範囲で体を動かしながら、以前やっていたスポーツを楽しめるような、そういうものもある。非常に幅が広いことは事実です。

ただ、やはり気をつけないといけないのは、いわゆるゲーム依存ですよ。ゲーム障害。あれはもう完全な依存であり嗜癖であって、また、メーカーもわざと嗜癖をするように作り込んでいますから、そういう意味ではどう嗜癖に、依存に陥らないかということも考えていかないとけない。だから、そこはやっぱり内容とか種類とか使う人とかによって、丁寧に整理していかなければいけない問題だと思います。

ですから、先程ご説明でもそういう依存の問題も含めて考えていくということを言っていたので、そこまでしっかり書き込んでもいいのではないかと思います。やっぱり港区がきちんとeスポーツの問題についても、功罪両面しっかり見ているという姿勢は大事なのではないかなと実は思いました。

○教育長 ありがとうございます。課長はいかがですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 そうですね。確かに我々も、実際問題これを推進すべきか、それとも、依存のことも含めて総合的に捉えていかなければいけないけれども、今の流れとして自治体によってはかなり進めていて部活動に取り入れたりというところもあるので、まだこれから港区としてどのようにしていくのかも含めてですけども、考えてっておりますので、ちょっと記載についても検討したいと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○中村委員 ちなみに港区内の中学校とかで、部活動でeスポーツを取り入れているところはあるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 今のところ部活動としてはまだないです。

○中村委員 ないのですか。確かに先日テレビでもやっていましたね。全国大会とか、そういうものもあるのだと。まだ港区ではない。

○生涯学習スポーツ振興課長 ないです。

○教育長 ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、この案件については以上とさせていただきます。

5 港区立図書館サービス推進計画（素案）について

○教育長 それでは、次に「港区立図書館サービス推進計画（素案）について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「港区立図書館サービス推進計画（素案）」につきましてご説明いたします。本日付協議資料ナンバー5、A3横型の資料を御覧いただけますでしょうか。

計画の素案は、第1章から第4章までで構成をいたしております。左側の第1章でございますけれども、項番2でございます。「策定の背景」として（2）で国や都の状況とございますが、令和元年6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されています。俗に「読書バリアフリー法」と呼ばれる法律でございます。（3）港区の状況としましては、令和元年度末の港区立図書館の全所蔵資料数は、124万1,233点となっております。項番3「策定の方向性」は、7月14日の教育委員会におきまして、策定の方針としてお決めいただいたものでございます。

資料の中程、第2章でございます。項番の2「区立図書館の概要」としまして三つ目の中点ですけれども、令和4年度に三田図書館が区立図書館として最大の面積及び最多の蔵書を持つ図書館として移転をいたします。新三田図書館です。

項番3の「現状と課題」は、策定の方向性を受けまして整理をしたものでございます。

右側の第3章「図書館サービスの推進」の部分でございますけれども、赤色の部分でございますが、「めざすべき姿」は現行計画と同様に「生涯を通じて豊かな学びを支える図書館」という形になっています。四つの基本目標と11の施策で構成をいたしております。なお、事業名に※印をつけましたものが、新型コロナウイルス感染症の対策に関連する事業ということでございます。

次に、本日付協議資料ナンバー5-2を御覧いただけますでしょうか。素案の本編でございます。主だったところをご説明いたしたいと思っております。

まず素案34ページ、35ページをお開きいただけますでしょうか。この計画は四つの基本目標と11の施策、そして41の事業で構成をいたしております。事業には新規・重点・拡充という表示をつけまして、それぞれ重点的なものにつきましては表示をしているということでございます。

続いて、主な施策と事業をご紹介します。39ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは基本目標1の施策の（3）「図書館の利便性の向上と安全の確保」でございます。多くの人にとって利用しやすい区立図書館を目指しまして、まず①の資料の受取や返却方法の拡充、それから②の座席予約システムの導入等によりまして、利便性の向上を図るとともに、③で新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた安全な管理・運営を行うというものでございます。

次に40ページ、基本目標2の施策の（1）「本とふれあう環境づくり」でございます。41ページ⑥でインターネットを活用した事業の実施としまして、インターネットで動画を配信するなどしまして、自宅や学校からも参加できるような、そういう取組を行っています。

次に42ページです。基本目標3の施策の（1）「多様な利用者に対する支援」です。年齢や障害の有無にかかわらず誰もが読書を楽しみ、知識や情報を得ることができるように、まず①、電子書籍サービスを新たに導入いたします。こちらは新型コロナウイルス感染症対策としても、また、

読書バリアフリー対策としても有効ということになります。次に②の区の資料のデジタル化、それから③の来館困難な利用者への資料の提供、宅配サービスをこれまで行ってきたものでございます。それから43ページの④の高齢者・障害者への読書支援、そして⑥図書館利用のアクセシビリティの向上、これらに取り組んでまいります。

次に44ページです。同じく基本目標3の施策の(2)「資料を活用した多様な学びの促進」でございまして、①のビジネス支援のための情報提供の充実では、令和4年4月の移転、開設予定の新三田図書館におきまして、ビジネス支援のための資料の情報収集・情報発信、また、レファレンスコーナーの設置等を行ってまいります。

次に48ページ、基本目標4の施策の(2)「社会教育施設等との連携の推進」です。こちらは①の専門図書館・大学図書館とのネットワーク化の推進、③の郷土歴史館・みなと科学館との連携事業の実施、⑤の大使館、⑥の企業との連携等に取り組んでまいります。

主だったものは以上でございまして。参考資料1から3は、他の計画と同様にご参照いただければと存じます。

説明は以上でございまして。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見あればお願ひいたします。

○山内委員 今回の取組あるいはこの数年の取組で考えると、新三田図書館が新たにできること、それからもう一つは、学校図書館の運営の支援ということに力を入れるようになってきているということは大切だと思っています。19ページにも、教育センターに港区立学校図書館支援センター機能を加えたということが書かれていますけれども、では、これから具体的な展開というところですが、46ページがちょうどその学校図書館の支援推進に関するところですけど、ここを今、急いで読んだ中では、せっかく作った教育センターの区立学校図書館支援センターの役割とか、あるいはそこがどういうふうこれから展開しようとしているのかということが見えるような、見えなような。あまり主語が書かれていないと思うのですけれども、やっぱりこの支援センターと、それから各学校と、あるいはさらに新三田図書館等々の図書館ではどう連携して、学校の図書館を支援していくのかということが、もっと積極的に見えるようにお書きになってもいいのではないかと思います。思いながら読みましたが、いかがでしょうか。

○教育長 どうぞ、担当課長。

○図書文化財課長 ご指摘ありがとうございます。教育センターのことにつきましては、教育センターがそういう学校読書センター、学習センター、総合センターになるということにつきましては、学校教育推進計画の方で、こちらは管理を受けるものになります。図書館のこちらの計画の方は、教育センターを支援するという側面を捉えまして、46ページである程度のことを書き込んでいるという状況になってございます。支援面に焦点を当てました表現ということで、このようにしているということでございます。

○山内委員 ありがとうございます。分かりました。支援ということにしても、やっぱり相互の関係があつての支援ですから、そこをぜひ積極的にお書きになっていらしたらいいのではないかと思います。

いますけれども、ありがとうございます。

○教育長 連携については少しそこを加筆して、分かりやすくして。

○図書文化財課長 承知いたしました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 基本目標の4のところですね。「多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業の展開」の中で、今、山内委員も指摘されていましたが、学校図書館の支援というのは、やっぱり学校教育との関係で言うと大変重要なことだと思うのですが、「社会教育施設等との連携の推進」というところでは、48ページなのですけど、①で「専門図書館・大学図書館とのネットワーク化の推進」というのが挙げられているのですね。学校図書館とのネットワーク化というのは、図るのは無理なのですか。

○図書文化財課長 学校図書館のネットワーク化と言いますと、この48ページの専門図書館・大学図書館とのネットワーク化というレベルでのネットワーク化というのは既に取られているというか、行っていると認識してまして。

○中村委員 例えば学校の生徒が学校の図書館にないものを、ほかのみなど図書館とか、新三田図書館にあるかどうかを検索し、かつそこで例えば貸出手続が取れるとか、もう今なっているのですか。

○図書文化財課長 学校図書館のシステムといわゆる公共図書館のシステムは連動していない状態です。ですけれども、ただ、子どもが公共図書館の検索、これはもうインターネットで誰でもできるのですけれども、そこで本を取り寄せるということはできますし、また、学校図書館の方に公共図書館から団体貸出という形で、大量の本を一括してお貸しをします。そういうシステムはあります。

○中村委員 団体というのは、学校自体が本を借りるということですか。

○図書文化財課長 そうです。団体ということで、大量に本を貸す。

○中村委員 何か授業で使うからとか、そういうことですか。それは学校が主体でやるのですよね。生徒個人が何か調べたい本があるときに、学校にないから図書館にないかということで検索で調べることは、生徒自身はできるのですか。

○図書文化財課長 できます。

○中村委員 できるのですね。「ある」としたときに、その本をすぐ読みたいという場合にはどうすればいいのですか。

○図書文化財課長 予約していただければ。

○中村委員 それはネット上で。

○図書文化財課長 ネット上でできます。

○中村委員 予約をして、借りに実際には行かなければいけないのですか。

○図書文化財課長 行かなければいけないです。

- 中村委員 例えば学校に送ってくるとか、そういうシステムは。
- 図書文化財課長 そういうシステムはないです。
- 中村委員 実際自分が取りに行けば、もう予約しておけば借りられると。
- 図書文化財課長 はい。
- 中村委員 そういうシステムは、もう今ある。
- 図書文化財課長 今ございます。
- 中村委員 もうあるのですね。分かりました。
- 教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、この案件については以上とさせていただきます。

日程第3 報告事項

1 港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 それでは、次に日程の第3に移ります。報告事項です。「港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 では、報告資料のナンバー1を御覧ください。「港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」です。

第3回港区議会定例会の方に、港区奨学資金に関する条例の一部改正条例を上程いたしまして、奨学資金、高校生への貸付奨学金の廃止、大学生の在学学生への貸付対象の拡大、給付型奨学金の創設、返還金免除制度の充実などの改正を行い、条例が可決を頂きましたので、それに伴いまして今回規則を改正いたしました。それについてのご報告となります。

規則については、条例で触れ切れていない諸条件ですとか、実際の申請の手続方法、それから貸付給付の方法ですとか、貸付給付期間中の手続、また、それに要する様式などを定めるものです。具体的な条例規則案文については資料1-2の方に添付をさせていただいていますが、ほぼこれまでの規則の全部改正に近い内容となっています。なお、様式につきましてはかなり、30様式程もございますので、添付の方は省略をさせていただきます。

ナンバー1の資料の方にお戻りいただきまして、1の「改正理由」の「主な改正点」の方を御覧ください。こちらの規則の方では、申請に要する手続、また、それに伴う添付書類ですとか、給付奨学金を決定するに当たっての所得割課税額の計算方法、また、奨学金の交付時期など、また、在学中に氏名・住所などが変更になった場合の届出方法、それから非違行為があった場合、奨学生の決定を取り消すなどの条件、また、その手続などについて定めております。

この規則については、令和2年10月15日付で交付をしております、令和3年4月1日付で施行いたします。

今後のスケジュールですけれども、11月下旬から来年度に向けた奨学生の募集を行いまして、3月には決定をしたいと思っておりますが、その応募状況、決定状況につきましては、3月下旬の教育委員会の方で報告をさせていただく予定です。

簡単ですが、説明は以上です。

○教育長 ただいまの報告に伴い、それのご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。細かい運用規則を定めたということになります。

2 幼児・児童・生徒の事故発生状況について

○教育長 それでは、次に「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、本日付の資料ナンバー2を御覧いただければと思います。私の方から「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」ということで、令和2年度の1学期分の4月から8月までの事故状況について報告をさせていただきます。

まず発生件数ですけれども、1枚おめくりいただきまして、別紙1を御覧いただければと思います。こちら一番右側の下の方を見ていただくと分かるのですけれども、全体としては34件が17件減っているというところで減ってはいるのですけれども、うち重大事故の方が、9件だったものが10件に増えております。こちらは、1学期中は、実際は1カ月半くらい登校している日数が少ないにも関わらず重大事故が増えているというところが、特徴的になっているところでございます。

別紙2の方を御覧いただければと思います。こちらの方には事故内容が詳細に書かれております。この中で簡単に言いますと、「管理内」の方だけお話をさせていただきますと、まず15件「管理内」で起きておりまして、このうちの授業中に起きた事故が7件ございます。あと、休み時間と清掃まで入れた段階でも7件ございます。15分の7になってございます。交通事故、通学中にバイクにはねられたという事故が1件ございますけれども、それは1件別にしまして、大体授業中と休み時間に半々で起きているという状況が分かってございます。

こちらは状況として、我々の方もやはりコロナの関係で体力が落ちたところで、こういった事故が起きやすいのかなとか、もしくはもう新しく新学期が始まったときにやっぱりちょっと浮き足立っているとか、通常と違う状況があって事故が発生しやすかったのかなと。色々な状況が考えられるかなと思ってございますが、まだこの段階で何が原因だったのかというのはちょっとはつきりしませんが、来月、実は学務課長会もありますので、他区もそういう状況なのかどうなのかを含めて、我々の方でも確認をしていかなければいけないのかなと思ってございます。

お戻りいただきまして各学校への注意喚起でございますが、冒頭、資料2の方ですけれども、コロナウイルスの影響によって登校日が少ないにもかかわらず、重大事故の件数が増えているということで、各学校には通知をさせていただきたいと思っております。

簡単ですが報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

○寺原委員 事故発生時の先生の対応なのですけれども、おそらくマニュアル的なものがあると思うのですが、加害者と被害者へのそれぞれの連絡の内容で名前まで知らせるかどうかとか、謝罪が

必要かどうかということについては、ある程度先生の裁量があるということなのではないでしょうか。以前、私の次男が4年生の男の子とぶつかって、結局13針縫ったのですね。だけど、担任の先生からは4年生のお名前のご連絡はなく、もちろん謝罪もなかったのですね。一般的にマニュアルはどくなっているのかなということをお教えいただければと思います。

○教育指導担当課長 一般的には事故が起きたときに、被害、加害だけではないのですが、両方のご家庭にお伝えすることが多いかとは思いますが。

○寺原委員 名前もでしょうか。

○教育指導担当課長 はい、名前もです。あと、名前を言わないでほしいとか、そういうこともあるので、こういった情報について伝えさせていただきますけれどもよろしいかと、加害者の方にもよろしいか、被害者の方にもよろしいかと、その状況やご家庭の様子にもよりますので、それを伺った上でするのですが。すみません、本来でしたら多分きちっと「どの子で」と言うべきだったのかなとは思いますが、もしかしたらご家庭にご都合があって「言ってくれるな」ということだったのかもしれないので、ちょっとそこだけを取ってその対応についてはおかしいですねというの、すみません、できないので、それは確認させていただいて適切に、間違っているのであれば、そこはちゃんと言っていかなければいけないことかなと思って、今、伺っていました。

○寺原委員 基本的にはその傷の程度に関わらず、お互いの名前の確認は必要かと。

○教育指導担当課長 今、縫ったということなので、首から上、それから骨折、それからこの後、後遺症というところもあれですけども、ちょっと行きそうなものについてはご報告するような形にはなっていないので。

○寺原委員 なっているのですね。分かりました。そうすると、もしかしたら周知がされていなかったのかなと。親の方から「どこの誰なのですか？」と問いただすのが、やっぱりちょっとにくいというところがあるので。

○教育指導担当課長 確かに。ただ、両方、どちらが加害、被害でなかったのか、伝えないという形を取ったのかもしれないので、そこについては、どちらかというところにも上がってくる時に、加害、被害というところで、加害となった子もショックを受けてしまうこともあったりするので、総合的にどういう連絡ですかということまでは最後まで聞き取るような形にはなっていないのですけれども、お互いに、2人でとかいうときには、必ず連絡してくれとは今のところなっていないので。

○寺原委員 分かりました。そういう説明を先生から保護者にしていただければ、保護者からの不信感がなくなると思います。

○教育指導担当課長 そうですね。承知しました。

○寺原委員 ありがとうございます。

○教育長 今の件については改めてまた、そこら辺が全学校に同じような対応ができるように周知の方はしていきたいと思っております。

○教育指導担当課長 承知いたしました。

○教育長 ほかはよろしいですか。

○中村委員 高松中であった交通事故の案件なのですが、「加害者の運転手は、一瞬後ろを振り返ったが走り去った」と。これ、ひき逃げ案件だったということですか。見つかったのですか。

○教育指導担当課長 ひき逃げ案件、当て逃げとかひき逃げという状況で、犯人は見つかっていないという状況です。

○中村委員 見つかっていないですか。そうですか。分かりました。

それから、体育指導の時間にこういう事故が結構やっぱりあるのですが、このいくつかある中で、指導する教員側に何らかの過失的なものが認められる案件というのはなかったのですか。

○教育指導担当課長 今回はなかったです。ただ、ないからとはいえ、何かそれにつながりようなことがないかどうかについては、各指導主事が学校担当指導生活にもう一度聞き取りをして、なかったという形で今回はそのような報告を受けています。

○中村委員 跳び箱で例えば手のつき方とか、骨折していますけど、手のつき方とかは、やはりちゃんと指導しないと、手の置き方によってやっぱり骨折することは十分にあり得ると思うので、その辺の指導はちゃんとできていたということですかね。

○教育指導担当課長 はい。どこにつくかという図を見せて、やる前にもするのとか、ホワイトボードにそういうことが掲示されて、注意してやりましょうというところでやっていたので、指導についてはできていたと今回の場合は判断しています。

○中村委員 分かりました。いいです。

○教育長 あとは山内委員。

○山内委員 拝見して、やっぱりコロナの後、こんなにけがが多いのかというのがよく分かりました。ちょうど4カ月ぐらいがあまり積極的に活動できていない中で7月なので、色々出てきたのだなというのが分かりました。

一つは、やっぱり学校の中での色々な動きということですかね、休み時間は色々な年代の子どもたちが錯綜するので、交錯する中で、やっぱり感覚的に動くその中での動きというか、身のこなしが、みんな間が空くと慣れていないというところもあったでしょうし、もう一つはやっぱり、特に今回のようなコロナの状況で、家庭によっても子どもの休みの間の期間の運動の量というのは相当差が出ていますよね。ですから、そういうものが出てくるところもあるのだろうと思います。

今、大分落ち着いてきたとはいっても、やっぱり家庭によってかなり運動量に差が出ている。運動能力に差が開いてそのまんまということはあると思いますから、今後もクラブ活動とか体育の授業も含めて、少し丁寧に見ていく。その運動能力のばらつきを丁寧に見ながらやっていくというのはあるなと思いました。またその辺もよろしくお願いします。

○教育長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、この報告は以上とさせていただきます。

3 令和2年度の港区子どもサミットの開催について

○教育長 次に「令和2年度の港区子どもサミットの開催について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料3を御覧ください。「港区子どもサミットの開催について」ということで、報告をさせていただきます。

今年度は「わたしたちの港区をよりよいまちにしよう ～SDGsの達成に向けて～」ということで、港区の基本計画にもこのSDGsの視点が入られましたので、そちらも意識しながらテーマを設定させていただきました。

項番1「目的」です。こちらは、小中学校の代表児童・生徒が集まって、もともとはじめのない学校づくりを一層推進するなどということから始まっています。私たちのまち港区をよりよいまちにするためには、自分たちがすべきことやできること、大人に期待することなどについて、代表が集まった上で、また学校に戻って、その話し合ったことを基にどんな取組ができるかということを考えていただいております。

この2年度は、12月7日月曜日の2時半から4時45分までということで計画をしてございます。場所は議会事務局、議会議員の先生方にもご協力を頂きまして、区議会棟をお借りします。本会議場から第1～第6会議室までをお借りした形で開催させていただきます。

参加者は、小学校の高学年児童、中学校の生徒会の生徒、各校1名以上56名と書いてあって、毎年大体各校2名ずつ来るのですが、密を避けるということもあるので、後程お話しさせていただきますが、今までは本会議場に全員集まって、また分科会で第1分科会とか分かれて、また集まってとしていたのですが、本会議場には半分ずつ、前半に各小学校のAさんたちが集まって、後半は残りの子たちがそこに入ると。本会議場に入れない子たちは各委員会室で、Teams（チームズ）を通じてテレビ会議で参加するというような形にして、ちょっと密を避けた形ですが、これはとてもいい会だという形で今やらせてもらっていますので、という形を考えています。

それから、参加者には区長、議長、副議長、あと区議会議員の方で、教育長と教育委員の先生方にもご出席を頂くというような会です。

全体テーマが、先程申し上げました「わたしたちの港区をよりよいまちにしよう ～SDGsの達成に向けて～」というテーマです。

今、項番6の「内容」のところには本会議があって、ここでは本当の議会さながらの代表質問を子どもたちがして、教育長に答弁で答えていただくというのがまず前半です。裏面を御覧いただくと、子どもサミット特別委員会ということで、六つの委員会に分かれてございます。「共生社会の実現に向けた～」というもので、子ども保健福祉特別委員会。それからいじめの件については、子ども文教特別委員会。子ども環境対策特別委員会では、「環境にやさしいまちづくり」。子ども安全対策特別委員会では、「安全で安心して暮らせる港区のまちづくり」。最後、子どもオリンピック・パラリンピック対策特別委員会で、オリパラの盛り上げ方についてということで、分かれて話し合っております。

この話し合いを基に（3）でもう一度本会議場に戻ってきて、こんな内容になりましたということ

を報告させていただいて、最終的にはそれを、子どもサミットが終わった後に謝辞も言って、皆さんありがとうございましたという形で終わる形になります。この話し合った内容を各学校に持って帰ってもらって、どういう取組をしたかというのは必ず学校から上がってくるような形になってございます。

「その他」のところを書かせていただきましたが、また詳しくはご説明させていただきますが、教育長、教育委員の先生方には、サミット特別委員会において、司会というか、色々なご意見を頂くと。各指導主事はその分科会に入りますので、そこでみんな子どもたちの活発な意見をまとめていながら、最後いい感じに整理というか、お話を頂くと、会がきゅっと締まるかなというイメージでございます。

(2) のところでコロナウイルス感染症対策拡大防止のため、以下の対策を講じるということで、大きく三つ書かせていただいています。消毒、それから今、私の方で先にお話しさせていただきましたが、半分にしてチームズを使う。それから感染の防止をするためにモニターで見るとか、あと、保護者の方も結構うれしくて来るのですが、上の本会議場のところにいていただいて、事前にもうお名前を聞いてという形を取らせていただきます。なお、今、ツイッターもがんがん毎日なるべく上げる形にさせていただいていますが、ツイッターでもこのことを上げて、広く周知をしていくという形で考えてございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○教育長 報告は終わりました。この報告について、何かご意見、ご質問あればお願いいたします。

○中村委員 今、お伺いする限りでは、やることは去年と同じで、ただ規模を縮小したという感じですか。生徒の数を減らして、議場とかに入る数を減らしたという。やることは基本的に同じ。

○教育指導担当課長 内容が若干変わっています。

○中村委員 内容が変わっていると思うので。

○教育指導担当課長 やっていることは同じです。

○中村委員 ですよ。内容は変わっていると思いますけど。そういうことでいいのですかね。

○教育指導担当課長 はい、そうです。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、報告は以上とさせていただきます。

- 4 後援名義等の8月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の9月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について
- 8 図書館・郷土歴史館の11月行事实績について

- 9 図書館の9月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の9月行事予定について
- 11 11月教育人事企画課事業予定について
- 12 みなと科学館の9月利用状況について

○教育長 次に、資料ナンバーの4の「後援名義等の8月使用承認について」からナンバー12の「みなと科学館の9月利用状況について」は配布資料のとおりでございますけれども、何かご質問等があればお願いいたします。

○山内委員 郷土歴史館のことで質問というか、一言言おうと思います。10月17日から新しい企画展「港区と皇室の近代」というのが始まって、私まだ実は行けていないのですけれども、図録は拝見することができまして、非常にクオリティの高い展示があると思います。ちょうど郷土歴史館できて2年になりますけれども、この前のオリンピックに関するものも、単にオリンピックのメダルを並べるようなものではなく、交通ということから、ちょっと違う切り口から取り上げていて、それも非常にクオリティの高いものでしたし、今回も非常に貴重な資料が多く展示されていて、随分クオリティの高いもの、そして図録も含めていいものが展開されていてうれしく思っていますけれども、逆にそれだけに、もっと多くの人に見てもらえればというもったいなさも出てくる訳です。

今回も「港区と皇室の近代」というのがテーマですから、非常にある意味真面目な、地味なテーマなのですね。ただ、これは実は展示の内容を見ると、色々な切り口で展示されているものを面白がれるところがあるように思いますね。例えば、色々な宮家の建物の痕跡にしても、結構まち歩きの中で見る事ができる訳で、それと当時の資料とか、写真とか、絵とかをつないでいけばタイムスリップしやすい展示もある。みんな色々な切り口で楽しめるものだと思います。そういう意味で、どうその色々な面白さを伝えて、人を見てもらえるようにするための取組をされているかということをお伺いしたのですけど。

○教育長 では、担当課長。

○図書文化財課長 ありがとうございます。この期間中、講演会、これは宮内庁の公文書館研究職の職員3人で、3日間開催をするとなっています。そちらについても実は、申込み開始からほぼ1時間ですぐ満員になるという状況になっています。もうとても関心が高いのだと思います。こういうコロナの状況でなければ、できれば郷土歴史館を出発して、宮家の、あそこであれば庭園美術館もそうですし、元の宮家の場所を歩いて、そういうツアーもできたらなと思っています。過去にまち歩きのツアーはやっていたこともございますので、今後、感染状況との兼ね合いもございませけれども、そういう機会を少し作るような工夫をしていこうと思っています。

○山内委員 ありがとうございます。コロナの中で難しいところは多いと思いますけれども、ぜひお願いします。一部の人はかなり関心を持って、そうやってすぐに申込みをして来られる訳ですけど、そこまで関心をこの段階では持っていない、面白さが気づいていない多くの区民の人たちとか、あるいは区民以外の人たちにも、面白さが伝わるような発信を積極的になさっていくと、もっ

とみんなそれぞれの切り口で面白がっていただけたらと思います。ぜひ、今まだあまり関心を持っていない人たちの関心をくすぐるような発信をまた考えていただけたらいいのではないかなと思いますので、ぜひぜひよろしくお願いします。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、これらの報告事項については以上とさせていただきます。

本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたがけれども、皆様からその他何がございましたでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。長時間にわたりましてありがとうございます。

(午後12時52分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 寺原 真希子